

## 犬山市観光戦略会議規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、犬山市附属機関設置条例(平成 28 年条例第 36 号)第 8 条の規定に基づき、犬山市観光戦略会議(以下「戦略会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第 2 条 戦略会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の構成員
- (3) 観光関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市議会議員
- (6) その他市長が必要と認める者

## (会長)

第 3 条 戦略会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (招集及び議事)

第 4 条 戦略会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 戦略会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 戦略会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

## (専門部会)

第 5 条 戦略会議は、犬山市観光戦略の策定及び推進に関し、専門的見地から調査し、又は検討するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、会長が指名した者をもって充てる。

- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、専門部会の構成員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の構成員がその職務を代理する。  
(専門部会の招集及び議事)

第6条 専門部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 専門部会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、専門部会の審議の結果を戦略会議に報告しなければならない。  
(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、経営部企画広報課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。